

令和7年6月12日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
報告1	令和6年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について	
報告2	令和6年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について	
報告3	令和6年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告について	
承認1	専決処分の承認を求めることについて	
32	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
33	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
34	鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
35	令和7年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について	
36	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
37	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について	
38	令和7年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
39	財産の取得について	
40	財産の取得について	

報告第 1 号

令和 6 年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 6 年度鹿追町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国・道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	3,800,000	2,500,000					2,500,000
		重点対策加速化事業	6,650,000	6,650,000		6,650,000			0
		物価高騰対応重点支援給付金事業	20,684,000	7,145,000		7,145,000			0
		物価高騰対応商品券発行事業	32,261,000	32,261,000		28,000,000			4,261,000
4 衛生費	2 清掃費	十勝圏複合事務組合負担金（汚泥処理設備更新分）	1,000	1,000					1,000
5 農林費	1 農業費	道営土地改良事業	43,656,000	43,656,000		17,410,000		17,760,000	8,486,000
合		計	107,052,000	92,213,000		59,205,000		17,760,000	15,248,000

単位：円

報告第 2 号

令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						補助金	企業債	その他			
資本的 支出	建設費	簡易水道施設整備事業等	45,861,000	44,561,000	1,300,000	433,000		867,000	0	42,828,000	国庫補助事業の採択に伴い、事業を前倒しして実施することから、事業の年度内執行が困難であったため。
	合計		45,861,000	44,561,000	1,300,000	433,000		867,000	0	42,828,000	

報告第 3 号

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						補助金	企業債	その他			
資本的 支出	建設 改良	農業集落排水処理 施設更新事業	233,488,000	44,795,000	188,693,000	94,346,000	92,500,000	1,847,000	0	0	関係各所との調整に時間を要し、年度内事業完了が困難となったため。
	合	計	233,488,000	44,795,000	188,693,000	94,346,000	92,500,000	1,847,000	0	0	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

鹿追町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「交付された又は」を「交付された身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するため

に必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 32 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごと

の1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限り。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の鹿追町町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、

又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鹿追町町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 鹿追町町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 33 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

鹿追町町 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成 20 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6.40」を「100 分の 7.80」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.50」を「100 分の 1.90」に改める。

第 23 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（適用区分）
- 2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表1中「

町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの 1 子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務 2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第36号）による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務 3 鹿追町営住宅管理条例（平成6年条例第17号）による住宅の管理に関する事務 4 鹿追町立認定こども園条例（平成26年条例第22号）による保育の決定に関する事務 5 鹿追町立地域保育所条例（昭和40年条例第21号）による保育に関する事務 6 鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱（平成22年要綱第1号）による支給に関する事務 7 鹿追町地域生活支援事業実施要綱（平成18年要綱第7号）による支給に関する事務 8 鹿追町高齢者バス利用助成規程（平成13年規程第1号）による助成に関する事務 9 検診料等助成要綱（平成3年要綱第1号）による助成に関する事務 10 鹿追町敬寿祝い金支給条例（昭和42年条例第17号）による支給に関する事務
----	--

」を

「

町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの 1 子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務
----	---

	2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例 (昭和48年条例第36号) による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
	3 鹿追町営住宅管理条例 (平成6年条例第17号) による住宅の管理に関する事務
	4 鹿追町立認定こども園条例 (平成26年条例第22号) による保育の決定に関する事務
	5 鹿追町立地域保育所条例 (昭和40年条例第21号) による保育に関する事務
	6 鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱 (平成22年要綱第1号) による支給に関する事務
	7 鹿追町地域生活支援事業実施要綱 (平成18年要綱第7号) による支給に関する事務
	8 鹿追町高齢者バス利用助成規程 (平成13年規程第1号) による助成に関する事務
	9 検診料等助成要綱 (平成3年要綱第1号) による助成に関する事務
	10 鹿追町敬老祝い金支給条例 (昭和42年条例第17号) による支給に関する事務
	11 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

」に改める。

別表2中「

町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
	1 子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務	住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下

	「住民票関係情報」という。)
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する

	る条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報 (以下「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)
2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	医療保険給付関係情報
	生活保護関係情報
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置 (同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害

		者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
		子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する（以下「こども医療費助成関係情報」という。）
	3 鹿追町営住宅管理条例による住宅の管理に関する事務	住民票関係情報
		地方税関係情報
	4 鹿追町立認定こども園条例による保育の決定に関する事務	住民票関係情報
		地方税関係情報
	5 鹿追町立地域保育所条例による保育に関する事務	住民票関係情報
		地方税関係情報
	6 鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報
		地方税関係情報
	7 鹿追町地域生活支援事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報
		地方税関係情報
	8 鹿追町高齢者バス利用助成規程による助成に関する事務	住民票関係事務
	9 検診料等助成要綱による助成に関する事務	住民票関係事務
		地方税関係情報

	10 鹿追町敬寿祝い金支給条例による支給に	住民票関係事務
	関する事務	

」を

「

町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
	1 子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」とい

		う。)
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 （以下「生活保護関係情報」という。）
		重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報 （以下「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）
	2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費	住民票関係情報
	助成に関する条例による重度心身障害者及び	地方税関係情報
	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する	医療保険給付関係情報
	医療費の助成に関する事務	生活保護関係情報
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の

		実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
		子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する（以下「こども医療費助成関係情報」という。）
		住登外者宛名情報

3 鹿追町営住宅管理条例による住宅の管理に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
4 鹿追町立認定こども園条例による保育の決定に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
5 鹿追町立地域保育所条例による保育に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
6 鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
7 鹿追町地域生活支援事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
8 鹿追町高齢者バス利用助成規程による助成に関する事務	住民票関係事務
9 検診料等助成要綱による助成に関する事務	住民票関係事務
	地方税関係情報
10 鹿追町敬寿祝い金支給条例による支給に関する事務	住民票関係事務
	住登外者宛名情報

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年度 鹿 追 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

令和 7 年度 鹿 追 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,476 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,138,435 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地 方 債 の 補 正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 12 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税			3,056,618	63,933	3,120,551
		1. 地方交付税	3,056,618	63,933	3,120,551
15. 国庫支出金			834,099	40,337	874,436
		1. 国庫負担金	229,907	23	229,930
		2. 国庫補助金	596,192	40,314	636,506
16. 道支出金			317,022	11	317,033
		1. 道負担金	102,367	11	102,378
19. 繰入金			942,170	45	942,215
		2. 特別会計繰入金	3,992	45	4,037
21. 諸収入			395,468	4,250	399,718
		5. 雑入	307,744	4,250	311,994
22. 町債			400,800	27,900	428,700
		1. 町債	400,800	27,900	428,700
	歳入	合計	8,001,959	136,476	8,138,435

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,435,900	24,111	2,460,011
	1. 総務管理費	2,402,893	24,111	2,427,004
3. 民生費		783,744	419	784,163
	1. 社会福祉費	591,482	419	591,901
4. 衛生費		479,451	4,177	483,628
	1. 保健衛生費	379,557	808	380,365
	2. 清掃費	99,894	3,369	103,263
5. 農林費		1,304,015	354	1,304,369
	1. 農業費	1,267,639	354	1,267,993
6. 商工費		216,868	22,858	239,726
	1. 商工費	216,868	22,858	239,726
8. 消防費		220,025	2,546	222,571
	1. 消防費	220,025	2,546	222,571
9. 教育費		725,172	64,249	789,421
	1. 教育総務費	378,200	62,392	440,592
	3. 中学校費	42,409	534	42,943
	4. 社会教育費	117,605	1,323	118,928
11. 諸支出金		299,452	17,762	317,214
	1. 基金費	299,452	17,762	317,214
歳 出 合 計		8,001,959	136,476	8,138,435

第 2 表

地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
一般補助施設整備事業	千円以内 2,700	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機関資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機関資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることがあ る。	千円以内 30,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,056,618	63,933	3,120,551
15. 国庫支出金	834,099	40,337	874,436
16. 道支出金	317,022	11	317,033
19. 繰入金	942,170	45	942,215
21. 諸収入	395,468	4,250	399,718
22. 町債	400,800	27,900	428,700
歳入合計	8,001,959	136,476	8,138,435

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2, 435, 900	24, 111	2, 460, 011	9, 314		4, 250	10, 547
3. 民生費	783, 744	419	784, 163	34		45	340
4. 衛生費	479, 451	4, 177	483, 628				4, 177
5. 農林費	1, 304, 015	354	1, 304, 369				354
6. 商工費	216, 868	22, 858	239, 726				22, 858
8. 消防費	220, 025	2, 546	222, 571				2, 546
9. 教育費	725, 172	64, 249	789, 421	31, 000	27, 900		5, 349
11. 諸支出金	299, 452	17, 762	317, 214				17, 762
歳 出 合 計	8, 001, 959	136, 476	8, 138, 435	40, 348	27, 900	4, 295	63, 933

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款11. 地方交付税	3,056,618	63,933	3,120,551			
項 1. 地方交付税	3,056,618	63,933	3,120,551			
目 1. 地方交付税	3,056,618	63,933	3,120,551			
				1. 地方交付税	63,933	地方交付税
						63,933
款15. 国庫支出金	834,099	40,337	874,436			
項 1. 国庫負担金	229,907	23	229,930			
目 1. 民生費国庫負担金	229,850	23	229,873			
				1. 社会福祉費負担金	23	重層的支援体制整備事業交付金
						23
項 2. 国庫補助金	596,192	40,314	636,506			
目 1. 総務費国庫補助金	307,710	9,314	317,024			
				1. 総務管理費補助金	9,314	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業）
						3,234
						役場周辺エリアZEC化改修モニタリング支援業務委託事業
						新しい地方経済・生活環境創生交付金
						6,080
						図書館システム導入業務委託事業外
目 5. 教育費国庫補助金	49,268	31,000	80,268			
				1. 教育総務費補助金	31,000	地方創生推進交付金
						△24,227

							新しい地方経済・生活環境創生交付金 鹿追高等学校シェアハウス改修事業外	55, 227
款16. 道支出金	317, 022	11	317, 033					
項 1. 道負担金	102, 367	11	102, 378					
目 1. 民生費道負担金	102, 339	11	102, 350					
				1. 社会福祉負担金	11	重層的支援体制整備事業交付金	11	
款19. 繰入金	942, 170	45	942, 215					
項 2. 特別会計繰入金	3, 992	45	4, 037					
目 1. 介護保険特別会計繰入金	3, 992	45	4, 037					
				1. 介護保険特別会計繰入金	45	介護保険特別会計繰入金	45	
款21. 諸収入	395, 468	4, 250	399, 718					
項 5. 雑入	307, 744	4, 250	311, 994					
目 1. 雑入	307, 744	4, 250	311, 994					
				1. 雑入	4, 250	北海道市町村振興協会交付金 いきいきふるさと推進事業助成金 図書館システム導入業務委託事業	440 3, 810	
款22. 町債	400, 800	27, 900	428, 700					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 町債	400,800	27,900	428,700			
目 7. 教育債	90,200	27,900	118,100			
				1. 教育総務債	27,900	教育総務債 鹿追高等学校シェアハウス改修事業
						27,900

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				補 正 額 の 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	特 定 財 源	地 方 債				
款 2. 総務費	2, 435, 900	24, 111	2, 460, 011	9, 314		4, 250	10, 547			
	2, 402, 893	24, 111	2, 427, 004	9, 314		4, 250	10, 547			
	56, 268	649	56, 917			140	509			
目 6. 企画振興費								7. 報償費	320	講師等謝礼
								10. 需用費	103	消耗品費
										食糧費
								11. 役務費	7	チラシ折込料
								12. 委託料	219	その他委託料
										2025シカソンサミット inしかおい業務委託料
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	168, 238	11, 000	179, 238	3, 234			7, 766			
								12. 委託料	11, 000	調査・設計・監理委託料
目17. デジタル推進 費										役場周辺エリアZEC化改修 モニタリング支援業務委託料
										本目新設
	0	12, 462	12, 462	6, 080		4, 110	2, 272	7. 報償費	297	講師等謝礼
								10. 需用費	3	食糧費
								12. 委託料	7, 412	その他委託料
										7, 412

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
目 1. 清掃総務費	99,894	3,369	103,263				3,369			
								1. 報酬	1,996	会計年度任用職員報酬 1,996
								3. 職員手当等	611	会計年度任用職員諸手当 611
								10. 需用費	762	消耗品費 762
款 5. 農林費	1,304,015	354	1,304,369				354			
項 1. 農業費	1,267,639	354	1,267,993				354			
目 9. 産業後継者対 策費	3,520	354	3,874				354			
								8. 旅費	244	普通旅費 244
								18. 負担金補助及 び交付金	110	負担金補助及び交付金 110
款 6. 商工費	216,868	22,858	239,726				22,858			
項 1. 商工費	216,868	22,858	239,726				22,858			
目 1. 商工業振興費	95,985	18,000	113,985				18,000			
								18. 負担金補助及 び交付金	18,000	鹿追町くらし応援事業補助金 1,500 プレミアム付商品券発行事業 負担金 16,500
目 2. 観光費	98,264	4,122	102,386				4,122			
								12. 委託料	4,122	その他委託料 4,122

												地域おこし協力隊委託料
目 4. 魚族資源保護 対策費	16,642	736	17,378					736				
												10. 需用費 736 消耗品費 30 印刷製本費 706
款 8. 消防費	220,025	2,546	222,571					2,546				
項 1. 消防費	220,025	2,546	222,571					2,546				
目 1. 常備消防費	202,524	2,546	205,070					2,546				
									18. 負担金補助及 び交付金	2,546	とちち広域消防事務組合負担 金	2,546
款 9. 教育費	725,172	64,249	789,421	31,000	27,900			5,349				
項 1. 教育総務費	378,200	62,392	440,592	31,000	27,900			3,492				
目 3. 教育振興費	311,106	62,186	373,292	31,000	27,900			3,286				
									10. 需用費 62,000 修繕料	62,000		62,000
									18. 負担金補助及 び交付金	186	負担金補助及び交付金	186
目 5. 共同調理場費	58,566	206	58,772					206				
									8. 旅費 206 会計年度任用職員旅費	206		206
項 3. 中学校費	42,409	534	42,943					534				
目 1. 学校管理費	42,409	534	42,943					534				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								3. 職 員 手 当 等	534	会 計 年 度 任 用 職 員 諸 手 当
項 4. 社会教育費	117,605	1,323	118,928				1,323			
目 3. 図書館費	17,467	1,323	18,790				1,323			
								17. 備 品 購 入 費	1,323	電 気 機 器 購 入 費
款11. 諸支出金	299,452	17,762	317,214				17,762			学 校 図 書 館 管 理 用 パ ソ コ ン 購 入 費 外
項 1. 基金費	299,452	17,762	317,214				17,762			
目 1. 基金費	299,452	17,762	317,214				17,762			
								24. 積 立 金	17,762	環 境 保 全 セ ン タ ー 基 金 利 子 等 積 立 金
										町 営 牧 場 基 金 積 立 金
										280

令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,389 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 708,087 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)		第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 国民健康保険税		208,642	1,000	209,642		
	1. 国民健康保険税	208,642	1,000	209,642		
3. 道支出金		420,253	5,389	425,642		
	1. 道補助金	420,252	5,389	425,641		
歳 入 合 計		701,698	6,389	708,087		

(歳 出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金		269,335	6,389	275,724
	1. 医療給付費分	185,034	6,407	191,441
	2. 後期高齢者支援金等分	59,779	△13	59,766
	3. 介護納付金分	24,522	△5	24,517
歳 出 合 計		701,698	6,389	708,087

1. 総括 (歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
1. 国民健康保険税	208,642	1,000	209,642		
3. 道支出金	420,253	5,389	425,642		
歳入合計	701,698	6,389	708,087		

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3. 国民健康保険事業費納付金	269, 335	6, 389	275, 724	5, 389			1, 000
歳 出 合 計	701, 698	6, 389	708, 087	5, 389			1, 000

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 国民健康保険税	208,642	1,000	209,642			
項 1. 国民健康保険税	208,642	1,000	209,642			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	208,642	1,000	209,642			
				1. 医療給付費分現年課税分	878	医療給付費分現年課税分
				2. 後期高齢者支援助金分現年課税分	1,781	後期高齢者支援助金分現年課税分
				3. 介護納付金分現年課税分	△ 1,659	介護納付金分現年課税分
款 3. 道支出金	420,253	5,389	425,642			
項 1. 道補助金	420,252	5,389	425,641			
目 1. 保険給付費等交付金	420,252	5,389	425,641			
				2. 特別交付金	5,389	特別調整交付金分（市町村分） 道繰入金（2号分）
						2,000
						3,389

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 道 支 出 金	特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
					地 方 債	そ の 他				
款 3. 国民健康保険事業費納付金	269, 335	6, 389	275, 724	5, 389			1, 000			
項 1. 医療給付費分	185, 034	6, 407	191, 441	5, 407			1, 000			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	185, 034	6, 407	191, 441	5, 407			1, 000		18. 負担金補助及び交付金	一般被保険者医療給付費分納付金 6, 407
項 2. 後期高齢者支援金等分	59, 779	△ 13	59, 766	△ 13						
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	59, 779	△ 13	59, 766	△ 13					18. 負担金補助及び交付金	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △13
項 3. 介護納付金分	24, 522	△ 5	24, 517	△ 5						
目 1. 介護納付金分	24, 522	△ 5	24, 517	△ 5					18. 負担金補助及び交付金	介護納付金分納付金 △ 5

令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（5）建設改良事業

1 有形固定資産購入費「40,060千円」を「42,751千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	664,028千円		728千円	664,756千円
第1項 医業収益	341,704千円		728千円	342,432千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	664,028千円		728千円	664,756千円
第1項 医業費用	661,355千円		728千円	662,083千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「21, 745千円」を「24, 436千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	51, 666 千円	2, 691 千円	54, 357 千円
第1項 建設改良費	40, 060 千円	2, 691 千円	42, 751 千円

令和 7 年 6 月 12 日 提出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 病院事業収益			664,028	728	664,756		
	1 医療収益		341,704	728	342,432		
		3 その他医療収益	25,635	728	26,363	公衆衛生活動収益	728 千円追加

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 病院事業費用			664,028	728	664,756		
	1 医療費用		661,355	728	662,083		
		3 経費	109,643	728	110,371	修繕費 委託料	134 千円追加 594 千円追加
					計		728 千円追加

資本的支出

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的支出			51,666	2,691	54,357	
	1 建設改良費		40,060	2,691	42,751	
		有形固定資産 1 購入費	40,060	2,691	42,751	器械備品購入費 (パソコン購入費外) 2,691 千円追加

令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 571,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳 入)		第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 介護保険料		124,317	21	124,338		
	1. 介護保険料	124,317	21	124,338		
4. 支払基金交付金		147,747	24	147,771		
	1. 支払基金交付金	147,747	24	147,771		
歳 入 合 計		571,515	45	571,560		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		4,044	45	4,089
	2. 繰出金	3,992	45	4,037
歳 出 合 計		571,515	45	571,560

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	124, 317	21	124, 338
4. 支払基金交付金	147, 747	24	147, 771
歳入合計	571, 515	45	571, 560

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6. 諸支出金	4, 044	45	4, 089			24	21
歳 出 合 計	571, 515	45	571, 560			24	21

2. 歳 入 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	124,317	21	124,338			
項 1. 介護保険料	124,317	21	124,338			
目 1. 第1号被保険者 保険料	124,317	21	124,338			
				1. 現年度分	21	現年度分
款 4. 支払基金交付金	147,747	24	147,771			
項 1. 支払基金交付金	147,747	24	147,771			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,444	24	2,468			
				1. 現年度分	24	法定負担金
						24

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 6. 諸支出金	4, 044	45	4, 089			24	21				
項 2. 繰出金		45	4, 037			24	21				
目 1. 他会計繰出金	3, 992	45	4, 037			24	21			27. 繰出金	介護保険特別会計繰出金
											45

議案第 39 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 取得財産の表示 小型除雪車購入一式
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 36,630,000円
- 4 契約の相手方 帯広市西20条北1丁目3番32号
株式会社 中島自工
代表取締役 中島 慎司

議案第 40 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 取得財産の表示 小・中学校校務用コンピューター購入一式
- 2 契 約 金 額 17,897,000円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野 孝夫
- 4 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方
鹿追町瓜幕西1丁目9番地
井出薬房
井出 健一